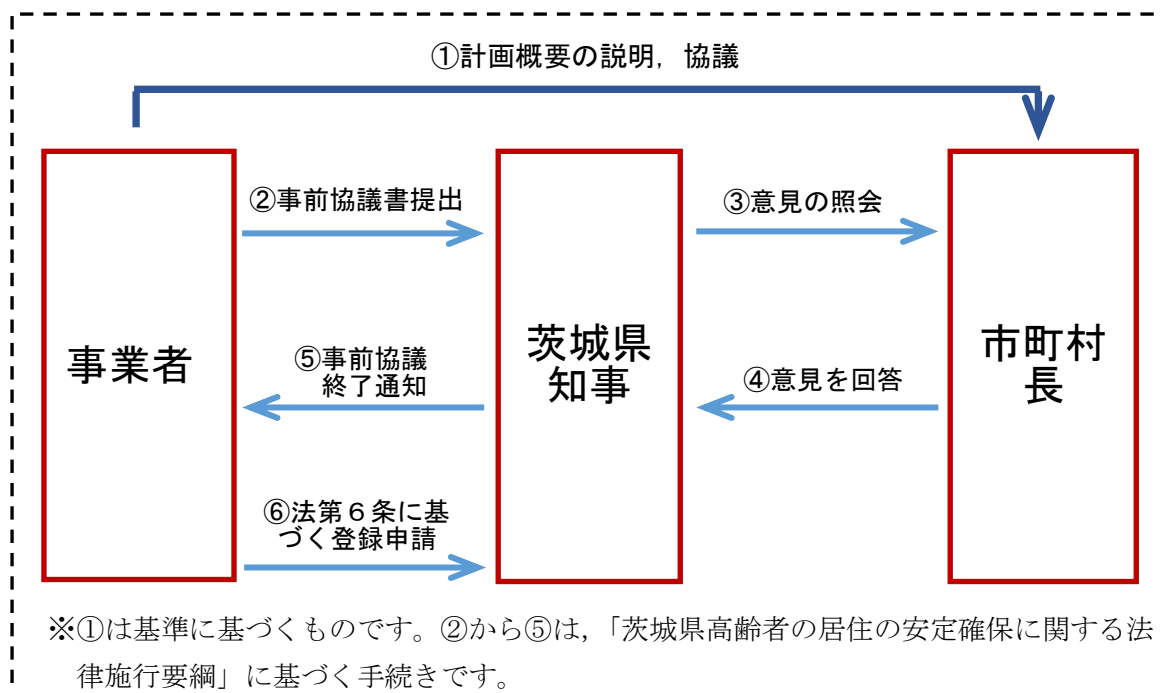


## ○サービス付き高齢者向け住宅の登録申請に係る事前協議の流れ



※「法」…高齢者の居住の安定確保に関する法律

※「基準」…茨城県サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する基準

- ① 事業者は住宅が立地する市町村に対し、計画概要の説明及び協議を行う。
- ② 事業者は都市計画法に基づく許可等の申請前に、県知事に対し必要書類を添えて事前協議書を正本1部及び副本3部を提出。
  - ・様式第1号（サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議書）
  - ・茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱第4条第2項に規定する書類（登録申請手数料及び確認済証の写しを除く）
- ③ 県知事は市町村長に対し、事前協議に対する意見書の提出依頼を行う。
  - ・様式第2号（サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議に対する市町村意見書について）
- ④ 市町村長は県知事に対し、サービス付き高齢者向け住宅事業登録の事前協議に対する意見書を提出。
  - ・様式第3号（サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議に対する意見書）

《市町村が意見を述べる観点》

  - ・市町村住生活基本計画，市町村高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の関連計画との整合性の観点
  - ・立地上の支障の有無の観点
  - ・医療と福祉サービスとの連携を図る観点
- ⑤ 県知事は法第7条第1項各号に照らして適切なものであり、④の意見に重大な支障がない場合、事業者に対し事前協議の終了について通知を行う。
  - ・様式第4号（サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事前協議の終了について）
- ⑥ ⑤の通知を受けた後、事業者は、県知事に対し速やかに法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録申請を行う。

※ 都市計画法に基づく許可が必要な場合は、事前に許可権者と協議を行って下さい。